

違法伐採対策に関する自主的行動規範の制定について

1 自主的行動規範の制定の必要性

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、木材を政府調達の対象とすることとした。

合法性、持続可能性が証明された木材が、間伐材と並んで政府調達の対象となることから、合法性、持続可能性木材の供給のためのシステムの構築が必要となった。

2 自主的行動規範の公表と会員の認定

グリーン購入法の基本計画においては、合法性、持続可能性の木材・木製品の証明は、林野庁が制定した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のガイドライン」に準拠して行うとされている。

そのため、当連合会は、ガイドラインに準拠した、別紙の通り違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、それを公表するとともに、この自主的行動規範に基づき会員の認定要領を定めて、合法性、持続可能な森林経営が行われている森林から供給された木材の証明を行おうとするものである。

3 会員の指導

この自主的行動規範は、県下の森林組合が扱う木材・木製品について合法性、持続可能性証明の確認方法を定めるものである。

各森林組合にあっては、この仕組みに準じて管内の組合員を対象とした自主的行動規範を制定するとともに、これと同様な方法で、組合員である森林所有者の指導を行うようにされたい。

4 適用の時期

この行動規範は平成18年7月7日より実施する。